



イケケン先生の『恐縮ですが…一言コラム』

第 530 回 何とも理不尽極まりない「死亡消費税」試案

2013.6.23

6月3日、首相官邸で開催された社会保障制度改革国民会議で安倍ブレーンとして知られる民間委員の伊藤元重・東大教授から、増大する社会保障費の財源として、「高齢者医療費をカバーする目的での**死亡消費税の導入**」が提案された。

『週刊ポスト 2013年6月28日号』の記事より、その概要をご紹介します。

「死亡消費税」とは消費税のように国民全員に死ぬときに財産から一定の税率を“社会保障精算税”として納めさせるというもの。これが実際に導入されるとこんなケースが予想される。遺産として同居していた家が残った。評価額は3000万円。そこに「死亡消費税」の課税。消費税並みの5%なら150万円、消費税引き上げ後の税率10%なら300万円になる。

現行、日本の相続税は全体の4%の資産家に課税され、税収は年間約1兆2500億円(平成23年)。それを96%の非課税の層にも広く課税すると税収はケタが違ってくる。

現状の個人金融資産は1,545兆円。そのうち1,000兆円近くを、高度成長期を支えた団塊の世代をはじめとする65歳以上の約3,000万人が保有している。

そこに死亡消費税をかけると、65歳以上の世代が平均寿命を迎える今後15年間で、税率5%なら50兆円、消費税引き上げ後の10%だと100兆円の課税になる。

国民の財産が大きく減らされ、国には途方もない金額が入ってくるのである。

これは金融資産だけで、他に不動産資産がある。

国税庁の統計では相続資産のうち預金や株などの金融資産と、宅地・家屋の不動産はほぼ同じ金額であり、不動産資産への課税額を加えると死亡消費税の課税額は2倍近く増える可能性もある。政府は国民医療費が現在の年間約40兆円から10年後には60兆円に増えると予想し、政府負担(約4分の1)を賄えないとしているが、この死亡消費税があれば十分おつりがくるのである。

個人の所得に対して所得税や住民税がかかり、その残りが私有財産になるわけだが、そこに再度、死亡時に課税する相続税は、そもそも「二重課税」の疑いがある。そして更に、死亡消費税となると、消費していない個人資産に消費税を課税するという、極めて理不尽で、正にこれは「三重課税」だと言っても過言でない。税制の基本原則に「二重課税の禁止」があるが、死亡消費税、どう解釈したら良いのだろうか。

将来的財政の安定化は喫緊の課題だが、無能な政治家や、机上の空論をもてあそぶだけの無策な有識者どものツケを、こんな形で肩代わりする「死亡消費税」、真面目な国民を愚弄するバカげたアイデアで、決して納得するわけにはいかない。